

国民生活審議会消費者政策部会
第 15 回消費者団体訴訟制度検討委員会
議 事 録

内閣府国民生活局消費者企画課

国民生活審議会消費者政策部会第15回消費者団体訴訟制度検討委員会議事次第

日 時 : 平成17年6月23日(木) 午後14時00分～15時55分

場 所 : 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

議 事 : 1. 開会
2. 最終報告
3. 閉会

配布資料

資料: 消費者団体訴訟制度の在り方について(案)

国民生活審議会消費者政策部会
消費者団体訴訟制度検討委員会 委員名簿

(敬称略、50音順)

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	岩佐 朱美	社団法人消費者関連専門家会議常任理事
	上原 敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授
	大河内美保	主婦連合会副会長
	大村 多聞	三菱商事株式会社理事
	鹿野菜穂子	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	川本 敏	独立行政法人国民生活センター理事
	小塚荘一郎	上智大学大学院法学研究科教授
	齋藤 憲道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	角田真理子	明治学院大学法学部 消費情報環境法学科助教授
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	長野 浩三	弁護士
	坂東 俊矢	京都産業大学大学院法務研究科教授
升田 純	中央大学法科大学院教授	
三木 浩一	慶應義塾大学大学院法務研究科・ 法学部教授	
御船美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授	

国民生活審議会消費者政策部会
消費者団体訴訟制度検討委員会 出席者名簿

(敬称略、50音順)

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	岩佐 朱美	社団法人消費者関連専門家会議常任理事
	上原 敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授
	大河内美保	主婦連合会副会長
	大村 多聞	三菱商事株式会社理事
	鹿野菜穂子	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	川本 敏	独立行政法人国民生活センター理事
	小塚荘一郎	上智大学大学院法学研究科教授
	齋藤 憲道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	角田真理子	明治学院大学法学部 消費情報環境法学科助教授
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	長野 浩三	弁護士
	坂東 俊矢	京都産業大学大学院法務研究科教授
	升田 純	中央大学法科大学院教授
三木 浩一	慶應義塾大学大学院法務研究科・ 法学部教授	

○山本委員長 それでは、定刻でございますので、ただいまから第15回の消費者団体訴訟制度検討委員会を開催いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、早速議事に入ります。本日は最終報告のとりまとめを行いたいと思います。本日お配りした案は、前回の検討委員会での議論を踏まえまして、事務局と私とで相談の上、修正したものです。

では、まず事務局から御説明をお願いします。

○鈴木企画官 前回検討委員会で示した案につきましては、全体としては基本的に賛成という御意見が多数あったものと事務局としては認識しておりまして、その上でこれまでの議論の蓄積、前回の議論も踏まえつつ、検討委員会として概ねのコンセンサスが得られた、あるいは得られるであろうと考えられるもの、そして表現をより適正化、正確にすべきものを中心に修正作業をいたしました。

お手元の資料を御覧ください。修正した箇所につきまして網かけをしております。

まず9ページをお願いいたします。「③」の「いわゆる『推奨行為』について」でございますが、前回の資料では、事業者が不当な契約条項を実際に使用する段階で差止請求をできるという理由付けをしていたんですけれども、それですと、実際に使用する段階でしか差止めができないように誤解されるおそれがあるという指摘を受けましたので、文言を引っ繰り返りまして、不当な契約条項を使用する事業者に対して差止請求をすることが可能というのがポイントですので、そのように記述いたしました。

続きまして、11ページをお願いいたします。「②」の「団体の目的」に関連しまして、記述ぶりが、一見しますと、収益事業などが一切できないように見えてしまうのではないかと御指摘をいただきましたので、別の箇所に注としてもともと書いてございましたが、それをこの場所の下の注記の8に移しまして、「適格消費者団体が活動資金の確保等のために事業を実施し、一定の収入を確保することについては、『消費者全体の利益擁護』という目的の遂行に支障のない限りにおいて実施できるもの」ということをここに明記したところでございます。

12、13ページをお願いいたします。初めに13ページの方ですけれども、注の10でございますが、ただいま申しました「活動資金の確保のため」云々というのは、ここに書いてございましたのを移動した関係で文言の整理をしたものが注10でございます。

12ページでございますが、これは「③」の「活動実績」が本文で相当期間の継続的な活

動実績が必要ということで、任意団体の場合は新たに法人格を取得した場合、同一性、継続性が認められる場合、任意団体時代の活動実績も考慮すると本文に書いてあるところがございますが、そのほかの場合として、注9にございますように、「団体の目的や活動実績の要件をいずれも満たす団体同士が合併して新団体を結成した場合においては、新団体結成後の活動期間について一定の配慮をすることが適切」というのを追加したところがございます。

続きまして、15 ページをお願いいたします。上から2行目の段に「団体としての意思決定の在り方」と加えてございます。これは、訴えの提起などについては、理事会の多数決できちんと理事会の議決事項などとすべきだ、あるいは内部統制体制をしっかりと整えるべきだ等の御意見を踏まえまして、ここに団体としての意思決定の在り方が適切に整備されていることが求められると追加したところがございます。

下の脚注の12にございますが、寄付金等の収入を予定している場合の記述としまして、「確実な見込みがある場合」と記載しておりましたが、用語の適正化ということで、「十分な見込み」と修正したところがございます。

続きまして、18、19 ページをお願いいたします。18 ページにございますが、いわゆる外部監査の記述でございますが、前回まで何に対する監査というのを記述しておりませんので、まず、「業務・会計に関する」というのを付け加えました。そして下から2行目につきましては、その導入について慎重と記述しておりましたが、用語の適正化を図りまして、「その義務付けについては慎重に検討する必要がある」としております。その上で19 ページの最初の段落でございますが、外部監査自体を仮に義務付けられなくても、否定的に書くのはおかしいのではないかという御指摘を従来から受けておりますので、ここに「適格消費者団体が自らの信頼性を高めるために、消費者・事業者への説明責任を積極的に果たすことが重要であるとともに、自主的に第三者のチェックを受けることが望ましい。」と加えてございます。

続きまして、24 ページをお願いいたします。「②管轄裁判所の決定」にございますが、結論としましては、前回と同じく、「被告である事業者の普通裁判籍所在地を管轄する裁判所を基本とするのが適切である。なお、こうした趣旨を踏まえつつ、双方当事者の合意による管轄など、一定の例外を認める必要」ということでございますが、趣旨が何も書いていないのではないか等の指摘を前回いただきましたので、加えまして、「当該訴えが個別具体的な被害者の救済を求めるものではないこと、同時複数提訴による弊害に対処する

必要があること、制度の円滑な運営を図る必要があること」というのを趣旨として加えて
ございます。

下の脚注の16でございますが、これは「被保全権利とする民事保全手続」云々と書いて
ございますが、いわゆる仮処分の問題でございまして、これにつきましては、従来からも
指摘をいただいていたと思いますけれども、それにつきましては、保全の必要性ですとか、
事前通知の義務付けとの関係などについて検討する必要があるというのを加えてございま
す。

さらに26ページをお願いいたします。最後の段落でございますが、消費生活相談情報に
限らず、もっと幅広く記載すべきではないかという御指摘を踏まえまして、「個別の消費
生活相談情報の提供に限らず、消費者の自立支援のための情報提供の一環として、適格消
費者団体や広く消費者に対し、消費者契約に関連した情報や研究成果が積極的に提供され
る必要」というのを付け加えてございます。

以上でございます。

○山本委員長 前回からの修正点を中心に御説明を伺いました。

それでは、ただいまの説明も含めまして、本報告書案につきまして、御意見、御質問等
がございましたら御発言をお願いしたいと思います。長野委員。

○長野委員 長野でございます。制度導入に向けた報告書がこのようにでき上がることに
ついては極めて喜ばしいことだと思っておりますし、事務局、それから山本委員長の御努
力に敬意をまず表したいと思っております。その上で意見を述べさせていただきます。

24ページの管轄裁判所の決定の点についてであります。ここで記載されている事業者
の普通裁判籍を基本とする理由として、個別具体的な被害者の救済を求めるものではない
ことが挙げられておりますけれども、このことから、事業者の普通裁判籍を基本とするこ
とへの論理の結び付きが私にはいま一つ理解できません。民事訴権を与える以上は、民訴
法が基本となるべきであり、例外を設ける理由としては不適當ではないかというふうに考
えております。同時複数提訴に対する弊害については、併合・移送の規定を設ければいい
話であると思っております。当然、審級が異なる場合にはこれができないわけでありませ
ども、既判力については、他団体に及ばないというふうになっておりますので、審級の異
なる裁判所で同時に事業者が応訴せざるを得ないことは、これは予定されていることだろ
うと思っております。したがって、これも理由にはならないのではないかというふうに考
えております。同時複数提訴の弊害に直接的に対処しようとするれば、やはり移送・併合の制度で対

応すべきであって、ここでの理由としては不適當なのではないかというふうに思います。

また、その次に挙げられております「制度の円滑な運営を図る」というのは中身が不透明であります。この点は起案した事務局に説明を求めたいと思います。結局、事業者の負担を軽くするというのが中身なのではないかというふうに私には思えるのですけれども、しかし、不正競争防止法の管轄に関する最高裁決定を前回御紹介いたしました。差止められるべき行為を各地で行って行けば、各地で訴訟を提起されるのは当然のことではないかというふうに思います。それを過重な負担というのは公平を失った考え方だというふうに私自身は思います。

再度申し上げたいのですけれども、審理の都合及びこの訴訟が事業者のいわば違法な行為を差止めるという不法行為に似た性質を有することからすると、不法行為の特別裁判籍に準じて、行為地に管轄を認めるべきだというふうに考えております。少なくとも、民訴法の解釈に委ねるべき問題だというふうに思います。

また前回の議論で、私、この議論についての委員の方々の意見を指折り数えておったんですけれども、事務局の案に異議があると思われる御意見をおっしゃった委員はかなり相当数、ほぼ半数近くに上っておったというふうに思います。このような意見の拮抗状況からすると、行為地に管轄を認める意見、それから民訴法どおりとする意見も併記されるのが当委員会の議論状況のまとめとして妥当であるのではないかというふうに考えております。この点、御再考いただければと思います。

続いて9ページの「推奨行為」についてですけれども、これも何度も申し上げていることですが、事業者団体によるモデル約款で不当なものとして過去にも多々の例がございます。ついに廃止された例としては、銀行取引約款のひな形の事例がございます。これは全銀協がもっと早く取り組んでいれば、もっと早期に解決されたはずの問題であります。また、事業者の推奨事例としては、賃貸マンションの管理会社の推奨事例があります。これらは推奨者に対する直接的な差止めが最も効果的であって、当該約款の作成者を訴訟当事者とするのが審理の充実の観点からも極めて効果的であるというふうに思います。

また事業者、特に独自に約款を作成することが困難な中小事業者にとっても、いきなり差止訴訟の負担を負うことが妥当かは極めて疑問であります。この点は事業者、特に中小規模の事業者の立場からも、このままだと過重な負担となることは明らかでありまして、中小企業の利益を代表する立場の方及び事務局にはぜひ御再考願いたいというふうに思います。

私は京都において、賃貸借契約問題、特に敷金問題に約10年間取り組んでおります。弁護士、司法書士等で作る京都敷金・保証金弁護団の事務局長もしておりますし、NPO法人京都消費者契約ネットワークの理事もしております。これらの取組みの中で、消費者契約法が立法化され、敷金問題の問題となった条項が無効となる判決が地裁・高裁で出て、この間、最高裁で事業者からの上告受理申立てが不受理決定となりました。この訴訟の間も、いわゆる敷金問題は未だ解決しておりません。未だにクレームが私の事務所に寄せられております。この問題を解決しようとするれば、やはり管理会社の推奨行為を止めるほかはないというふうに思います。もし、この管理会社の推奨行為を止められない制度にするとするれば、不当条項を使用しているすべての家主さんを把握すること、これ自体は困難だと思いますけれども、把握した限りで不当条項を使用した個別の家主さんを相手に差止請求することになります。家主さんの数は何十、何百になる可能性もあるわけですが、これらの余り約款の中身がきちんと理解できているとは限らない、そうやって勧められるがままに使っている家主さん相手に、この方々は小事業者と言われる方々だと思いますけれども、この方々を相手に警告し、従わない方々について訴えを提起していくこととなります。このまま「推奨行為」が入らない場合には、私は真剣にこれを行おうと思っておりますし、そのような事態が中小事業者にとって果たしていいのかどうなのかというのが、再度、委員の方々にも御検討いただきたいと思っております。

推奨行為の具体的範囲としてはいろいろあるわけですが、モデル約款を書いた本の出版まで、これはドイツなどでは認められているようではありますが、そこまでとは言いませんけれども、事業者が他の事業者に対して個別の契約による使用を前提として勧める行為、それから事業者団体によるモデル約款の設定を対象としていただければというふうに思っております。

その他民法の詐欺、錯誤、公序良俗が入っていないことも残念と思っております。また、資金的な援助が全く考慮されていないことも、本制度の公益性性格を考えると疑問であることも再度申し上げたいと思います。

最後に、管轄についての意見の併記と推奨行為については、再度真剣に御検討いただいて、記述の訂正をしていただきたいと思いますと思っております。

管轄については、24ページの管轄のところの1段落目に、「との意見がある一方、審理の都合、効果的な制度運営の観点から、事業者の行為がなされた地、またはなされる蓋然性のある地を管轄する裁判所に管轄を認めるべきであるとする意見、また民事訴訟法どお

りの管轄が認められるべきであるとの意見があり、さらに検討する必要がある」というような形で訂正していただければというふうに御提案したいと思います。「なお」以下を削除していただければと思います。

推奨行為については、9ページの「可能である」というところ以下は、「可能である。これらを踏まえ、いわゆる」と続いて、最後に「は慎重に」を削っていただければというふうに考えております。ですから、趣旨としては両論が併記された上で、単なる検討する必要があるというふうな形でしていただければというふうに思っております。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。幾つか質問がありましたが、現実の作業に当たった事務局の方から可能な範囲でお答えいただけますでしょうか。

○鈴木企画官 制度の円滑な運営を図る必要の趣旨如何というのがございましたけれども、ここに書いている、まず大きな趣旨としましては、20ページの「4. 訴訟手続の在り方」の「(1) 基本的考え方」においても書いていますけれども、手続ルールの明確化を図ることにより、制度を有効・適切に運営するという視点というのが大切と考えておまして、管轄裁判所に関する民訴法の基本原則が必ずしも明確ではないことや、本制度における差止請求が全く新しい類型の訴えであることを踏まえまして、管轄裁判所は法律に明記しておく必要があるという趣旨、それと、一般論としての制度の円滑な運営と、そういうのを踏まえまして、ここには「制度の円滑な運営」と記述しているところでございます。

○山本委員長 どうぞ。

○長野委員 制度の明確化ということから、事業者の普通裁判籍に限定するということは出てこないわけですね。おっしゃっておられること、ちょっと正確には反芻できませんけれども、一般論として制度の円滑な運営から事業者の普通裁判籍所在地に限定するというのはどう出てくるのかももう少しおっしゃっていただければというふうに思います。

○鈴木企画官 まず、ここは前回と結論が同じなんですけれども、これにつきましては、このようにしてある視点としましては、この検討委員会で、現時点で概ねのコンセンサスが得られている記述ぶりとしてしましては、これがぎりぎりかなと私どもは理解しまして、そのように書いてございます。その上で前回は、およそ管轄裁判所を決める視点が全く書いておりませんでして、その点について御意見をちょうだいしましたので、この3つをそれぞれ個別個別に、前回よりさらに絞る理由とか云々というわけではありませんが、この制度の特徴に鑑みて、管轄裁判所を決定していく視点として3つを並列的に並べているとい

う整理でございます。

○山本委員長 では、簡潔にお願いします。

○長野委員 先ほどの御説明だけからすると、普通裁判籍所在地を管轄する裁判所を基本とするという論理が出てくるというのは、私自身はやはり理解できないというふうに思っております。

以上です。

○山本委員長 今のやりとりからある程度明らかですけれども、当委員会でいろんな御意見が管轄について出ました。それで、かなりの委員がこの場合には裁判管轄を認めるであろうという広いコンセンサスが得られたのは普通裁判籍所在地と合意管轄。「など」がちょっとくっついていますが、その2つぐらいまでは、ほとんどの委員がこれは認められておられるだろう。あとは、普通裁判籍にかかっているいろんな説明書きは、これは何か論理必然的にそうなるというよりは、列挙されている観点をいろいろ総合的に判断してという意味で記述していると。それは普通裁判籍を基本とするという判断の視点を書くべきだという御意見が前回ありましたので、それを踏まえてそういう記述をしているというのが、とりあえず先ほどの事務局の説明であったかと思えます。それに対して、またいろいろ御批判等があると思えますけれども、それも踏まえて、さらにほかの委員の御意見もちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。坂東委員。

○坂東委員 幾つかお話をしたいところがありますが、今、管轄裁判所の議論になっていますので、そこに焦点を絞ってお話をさせていただきたいと思えます。

まず、普通裁判籍所在地を基本とするという考え方からすれば、それに一定の例外があることが前提になっています。一定の例外がある以上、双方当事者の合意管轄というのは、ある意味ではここに記載しなくても当然に認められるものではないですか。とすると、例外の具体的記述として、これが適切なのかというところの判断も必要だと思います。したがって、むしろ、例えばこの間、ずっと議論がなされてきた枠組みの中では、あるいは、私、今回改めて今までの議事録等を再度読んでまいりましたけれども、従来の議論の整理、あるいは国生審に内閣府の事務局自身がお出しになった従来の議論という文書の主な意見というところを見ますと、管轄裁判所の決定については、事業者の行為が行われた地を含めるべきであるとする意見が多く見られたという表現も既に使われているわけですね。そうしますと、本来ここで議論されてきた大きな流れから、例外を考えるべきではありませんか。それが採用されるかどうかはわからないけれども、例外の例としては、むしろ行為

地を中心とする考え方というのが記載をされるのが僕は筋ではないかと思ます。

先ほど双方当事者の合意による管轄は合意が得られたという委員長の御発言もありました。しかし、それはある意味では普通裁判籍を基本として、その例外を認めると書いてある以上、合意管轄を否定するということはありません。したがって、そこに議論が出てこないのは、当然だと私は理解します。ですから、ここでの例外の例として合意管轄だけが挙げられているというのは、従来の議論の経過から言っても適切ではないと思いますが、いかがでしょうか。その関連で、この「など」という部分に何をお考えかというのは、むしろお聞かせいただきたいし、その双方当事者による合意というのは具体的にどのようなことをイメージして書かれているのか、それもぜひ御説明いただきたいと思ます。

以上です。

○山本委員長 またまた質問が含まれていました。「など」という表現に何か具体的なイメージが含まれているのかどうかというあたり、ちょっとお答えいただけますか。

○鈴木企画官 これについては、先ほど申しましたけれども、前回までの議論の蓄積で、概ね合意が得られていると我々が受け止めているのは、「普通裁判籍所在地+双方当事者の合意による管轄」程度かなということでこうしております。そういう意味では、この「など」というのは、現在いろいろ営業所とが行為地とかという御意見もございましたけれども、それをもってこの検討委員会で概ねコンセンサスが得られているとは、我々、受け止めておりません。そういう意味ではこの「など」というのは、空欄といいますか、空白という扱いでございます。

あと、双方当事者の合意の管轄の例えばイメージですけれども、この消費者団体訴訟では、多くがまずは事前交渉から開始するのではないかと考えられるところですが、例えば、東京に主たる事務所がある事業者の札幌支店などで事前交渉が開始され、しばらく相対交渉が行われていたわけですが、どうしても合意に至らず、訴えが起これるというケースはあると思っております。その場合には、お互い地元の弁護士なども関わっていることも大いに考えられますので、例えば札幌地裁で起こすというようなケースも考えられるのではないかと理解でございます。

○山本委員長 それでは、さらにほかの委員からも御意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。では、升田委員。

○升田委員 議論が誤解を呼ばないように、非常に基本的なことからちょっとお話しした

と思いますが、ただ、本委員会に民事訴訟法の専門の先生がお二方おられて、私が本来申し上げるべきことでもないのかもしれませんが。

議論の誤解の一つは、民事訴訟の原則と、現行の日本の民事訴訟法の原則、これが非常に巧みに同じようなものだというぐあいに前提になっているとすれば、議論が混乱しますので、そこからお話ししないといけないと思います。他人に対して訴訟を提起する場合、これは、原則は相手方の所在地で起こすというのが大原則になっている。それに対して民事訴訟法は各種の訴訟がありますので、それに応じて特別裁判籍というのを認めていると、こういうことになるわけであります。やはり基本的には被告となる人の、あるいは会社の所在地で起こすのがいろいろな意味でも公平に資するというので、恐らく、これは世界的にもそうだろうという気がするわけであります。ですから、これが原則と言えば原則なわけです。したがって、直ちに本件について民事訴訟法が原則であると。そこには例えば不法行為の特別裁判籍とか、行為地についての特別裁判籍があるというようなことがあるから、直ちに本件についても、それは原則的な取扱いでなぜ外すんだという議論は、やや根拠が足りないというぐあいに考えるわけであります。

先ほど合意管轄がこれは原則であって、どこまでも合意があればできるじゃないかと、こういう御指摘もあつたんですが、それは必ず制度上そうなっていないわけでありまして、管轄の性質によっては、合意があつてもその裁判所ではできない。つまり、フォーラム・ショッピングというようなことも言われておりますし、そういうことで、それが原則的な規定の内容の一つをなすんだと、こういうことは認められていないわけです。

そうしますと、やはり基本的に重要なことは、本件の差止請求について、この請求権を行使するのに当事者双方の公平、あるいはその他事情を考慮して、どこに管轄を認めるのが必要であるのかと、こういうことをやはり問うべきではないかという気がするわけであります。

そうしますと、先ほど違法な行為をしたから、当然にどこでも提訴に必ずすべきであるということにならないわけです。民事訴訟法といいますか、民事訴訟では、勝つか負けるかは、最終的には最高裁の判断を待たなければ決まらないわけでありまして、第一審の段階で、しかも訴えの提起をした段階で、それはおまえは違法であるから、当然この管轄は認めろという根拠は全くないわけです。そうしますと、先ほど申し上げた基本的な事情を考慮して政策的にどうするかということをややはり考えるべきでありまして、これは本検討委員会でもいろいろ意見はあるわけですが、やはり今回の差止請求権、これがどうい

う根拠で、どういう必要性で認められるかということは重視すべきではないかという気がするわけであります。

そうしますと、前回申し上げましたように、二段階、従来の法制度あるいは理論を飛躍しているわけですから、相当政策的な権利であるということを踏まえたと、提案されています考え方というのが合理的ではないかというぐあいには考えるわけでありまして、他方、先ほど御指摘の点については、確かに個別の点はいろいろおっしゃってはいるんですけれども、それはいずれも根拠となり得ないという気がするわけでありまして。

以上です。

○山本委員長 さらに、ほかの委員の御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

管轄につきましては、原案よりもより広く認めるべきであるという方向の御意見、原案どおりでよろしいという御意見が出ておりますが、ほかの皆さんはいかがでしょう。あるいは長野委員からは、さらにほかの修文提案もされておまして、民商法の規定も差止対象とすべきであるという御意見、推奨行為も差止対象とすべきであるという御意見、それから、間違っていたら訂正していただきたいんですが、財政支援についても、より積極的な支援をすると修文すべきであるという御意見等をいただいていたかと思いますが、これらの点につきまして、ほかの委員の方々はどのようにお考えか、ぜひ御意見をお聞かせいただきたいと思っております。寺田委員どうぞ。

○寺田委員 私の方は、当初からこういう訴訟という場面において、立派な、日本全国どこでも訴訟を提起し得るようなネットワークも持った消費者団体に対して、事務所の所在地以外のところで裁判をすることになると著しく不利益な立場に立たされる小規模事業者というようなことを考えた場合に、やはり普通裁判籍所在地を管轄する裁判所に限るべきであって、例外は原則設けるべきではないというふうに申し上げておりましたとおり、基本的にこの報告書の書き方でぎりぎりやむを得ないのではないかというふうなことを考えております。

先ほど升田委員がおっしゃいましたように、実際に不当な事業者という前提でもって議論をされることが多いんですけれども、私どももそういった事業者を別に弁護しようとか、保護しようという立場にあるわけではありませんけれども、やはり裁判の結果によって、それが最終的に確定するということと、それから余りにも遠隔地で逆に不当な裁判を起こされた場合に、最初から中身がいかにも不当であっても、ごめんなさいと言わざるを得ないような立場に立たされる事業者といったようなことを考えた場合に、やはり民事訴訟の先

ほどの原則ですね、それにのっとなって進めていただくのが適当ではないかというふうに再度改めて申し上げたいと思います。

○山本委員長 ほかに御意見ございますか。品川委員。

○品川委員 1つは、今の管轄裁判所の件ですけれども、升田先生から民訴の原則、あるいは民訴法の原則というお話をいただきましたが、そうした訴訟法上の原則ということを押さえつつも、この制度自体が先生もおっしゃったようにある意味で政策的判断ということで検討されている制度だというふうに理解しております。そうしたことからすると、いろんな論議があって、先ほど山本委員長は、概ねの合意が得られるのが「普通裁判籍+当事者合意」だとおっしゃったわけですけれども、別の言い方をすると、最も狭い範囲にしようというのがこの事務局の意見で、最も広くは、行為地まで含めようという意見があり、それからこの間の検討経過でいうと、そのいわば中間のような形で営業所の所在地まで含めてもいいのではないかというような論議があったわけです。そういう点でいうと、今回の案は、最も狭い範囲でずっと提案されているということでありまして、それについては、冒頭長野委員もおっしゃいましたけれども、さらに今後検討の余地を残すというふうな報告書の在り方というのがあり得ないものかと発言させていただきたいことが一つ。

それからもう一点、これは全然別件ですが、12 ページで、活動実績の件について、脚注で追加がされていまして、内容的にはこういう内容で追加されるということについては賛成なのでありますが、脚注のところによりますと、「目的や活動実績の要件をいずれも満たす団体同士が合併して新団体を結成」と、こうなっているわけですが、現実問題として、消費者団体が合併するという事態は余り考えられない。合併というのは対等合併にせよ、吸収合併にせよ、何らかの従来存在していた組織が消滅をして新しい形になっていくということだというふうに理解するわけでありまして、そんな意味では、消費者団体同士の関係について合併というのはほとんどなじまないだろう。そんな点でいいますと、「いずれも満たす団体同士が合併して」というのについては、「いずれも満たす団体が構成員となって新団体を結成」というふうな形に修文していただけると、実態にも即してくる内容になるのではないかに思います。

以上です。

○山本委員長 ほかに御意見ございますか。

品川委員は、管轄についてお触れになりました。長野委員も具体的な御提案をされましたが、品川委員の御発言にはそれと若干またニュアンスの違う内容が含まれていたかと思

います。何か具体的な修文の御提案とかそういうものはお持ちですか。今日が最終回ですが。

○品川委員 特に修文の案まで持っていません。

○山本委員長 ほかに御意見をいただきたいと思います。

御発言がないということは、先ほど長野委員などが提起された修文の御提案については賛成というのが委員の多くの方の御意思なのか、それとも反対という御意思なのか、その辺がちょっと当方としても判断が非常に難しいのであります。したがって、ぜひ御意見をいただければありがたい。あるいは賛成意見が続出するというのであれば、そういうふうになりますし、そのあたりの判断材料をお与えいただければ大変ありがたいと思いますが、いかがでしょうか。坂東委員。

○坂東委員 民事訴訟法上の裁判管轄をどのように理解するかということについては、特別裁判籍をどう位置付けるかといった観点からいろんな御議論があると思います。ここの検討は、先ほど来お話があったとおり、この制度をどのように活用していくかという視点から様々な提案がなされてきたのは、恐らく委員の方の共通の理解だと思います。そこで議論されたことを残すべきだと思います。したがって、私は長野委員の提案に賛成したいと思います。

以上です。

○山本委員長 大河内委員。

○大河内委員 発言しないと意見がわからないということなので、私も基本的に管轄裁判所のこと、それから推奨行為のところ、そして財政支援についても、長野委員に賛成いたします。

最初に、基本的に賛成が得られたと事務局の方がおっしゃっていました。私もこういう制度がつけられるということに賛成をもちろんしておりますし、事務局の方々はずごく御苦労されたとは思っておりますけれども、全体的に消費者団体訴訟制度という名でつけられる制度なのにもかかわらず、いつも言っているとおり、団体にとってのハードルがちょっと高過ぎて、このままで手を挙げられる団体がどのくらいあるのかということにすごく疑問を持っておりますし、このままこの報告書ができ上がって、そしてその制度の行方というものに不安を感じておりますので、ぜひ少し修正をしていただきたいなというふうに思っております。

○山本委員長 どうもありがとうございました。ほかに。上原委員。

○上原委員 管轄の問題ですけれども、私はこの原案でほぼ方向としてはよろしいと思っております。ただ、このように普通裁判籍所在地に限る理由につきまして、今回は具体的な理由が示されたわけでありまして、先ほど長野委員がおっしゃった最初の点ですね、個別具体的な被害者の救済を求める訴えではないからそういうことになるんだという、そこはちょっと理由が不明確のように思います。むしろ升田委員も指摘されていたことですが、個別具体的な被害者の救済を求めるものではないということよりも、むしろ、訴権を特別な政策的配慮によって団体に認めるという点が重要なのではないかと思います。そういう趣旨に理由を改めた上で、私はこの原案に賛成したいと思います。

○山本委員長 ほかに御意見はございますか。高橋委員。

○高橋委員 発言をお許しいただいてありがとうございます。当委員会の委員の一人として、長きにわたって複雑な議論を的確におまとめいただきありがたい、というふうに通常であれば申し上げるところなんです、今回はとてもそのようには申し上げられないということをまず申し述べさせていただきます。

長野委員の意見に賛成か反対かということが今問われているのかと思うんですけれども、端的に言えば賛成ですというふうに申し上げます、この裁判所の管轄、それから合意管轄の問題に民商法の問題、財政支援の問題、いずれにつきましても、前回、具体的な修文として「慎重に」をとってほしいとか、これは外してほしいとかということで申し上げます。そういう意見に関しまして、今日上がってきた文章を拝見しますと、どういう基準で各委員の意見を採用・不採用にしたのかが私にはとても理解できません。先ほど企画官のお話では、表現ぶりを適正化したということなんですけれども、役所言葉の多用によりまして、国民には非常にわかりにくいものになっていると思います。これは国民生活局の国生審の消費者政策部会という委員が書く報告書としては、私は適切ではないというふうに思っております。

方向性としてコンセンサスが得られていることだけを書くというスタンスだという御説明がございましたけれども、当委員会は、そのために設けられたものだと理解しておりませんで、国会での議論であるとか、事業者団体やその背後にある政治家の顔を意識して、このようなまとめ方にもしなったものであるとすれば、やはり国民の信任に応えていないのではないかと、委員の一人として非常にじくじたる思いであります。

ですので、これまでいろんな委員が多様な意見を述べてきたものがこの報告書に反映されないということであれば、やはり、これまでの議事録を一つ一つマスコミの方々にもト

レースしていただかなければいけませんし、非常に複雑難解なことになるのではないかと思います。もし先ほどのような、反対がなければこう書きますよということであれば、採決をとるなり何なりいろんな手段があるのではないかと思います。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。その個別の問題についての修文の基準につきましては、もし補足があれば事務局の方からしていただきますけれども、最終報告書の記述のスタンスとしましては、先ほど来出ておりますように、全体として検討委員会として広いコンセンサスを得られたと、そういう範囲でできる限り方向性を示すということ整理しているものでございます。管轄の問題につきましては、本日、広く認めるべきだという御意見がかなり有力に主張されましたけれども、しかし、限定すべきであるという御意見も同じように有力に主張されたところでもあります。そこで、行為地を認めるということについて、コンセンサスを得られたという形で記述することは困難であろうという考え方で原案のようなまとめをしているところでございます。

そういった点をよく御理解いただいた上で、さらに今までの議論を踏まえた上でどういうまとめが一番適正かという観点から、さらに御意見をいただければというふうに思います。

鹿野委員。

○鹿野委員 私も結論からいいますと、裁判管轄及び推奨行為の点について、基本的に長野委員の御意見に賛成です。特に裁判管轄については、もう既に何人もの委員から御発言があったところです。たった今の山本委員長のご発言では、広くコンセンサスが得られたところでこれを取りまとめたということでしたけれども、同時におっしゃったように、裁判管轄については、普通裁判籍の所在地に限定するという御意見とともに、限定すべきではないという御意見も、いわば対等ぐらゐの形で今まで述べられてきたのではないかと認識しております。にもかかわらず、この24ページには、限定するという方向だけが記述されているように思います。逆に行為地にするという記述に変えるべきかということ、これはまたもう一方の意見だけを反映した形になるので、難しいのではないかと思いますけれども、少なくとも、そういう2つの意見があったということをそのまま伝えるような形でここにまとめていただければと、そのように思います。

○山本委員長 ほかに。最初に岩佐委員、次に角田委員をお願いします。

○岩佐委員 概ね今の鹿野委員と同じような形になるかと思います。基本的に私の考え方

は升田委員と同じような形で、民訴法の原則に従い普通裁判所籍で、プラス特別裁判籍をどう考えるかというところではないかとは思いますが。やはりこれだけ意見が分かれることに関しましては、一定の例外を認める必要があると考えられるというところに対して、最終的には、行為地等もあるが、それについては慎重な検討を要するというような内容が、書かれた方がいいかと現時点では思っております。

推奨行為についても、そういう意味では、最終的な結論というところに、慎重な検討をする必要があるということが入れておりますので、これと同じようなトーンにしたらいいのではないかと思います。

以上です。

○山本委員長 では、角田委員。

○角田委員 私は長野委員の意見に賛成です。裁判管轄、推奨行為、民商法も対象にすべきか、そして財政支援についても、です。

寺田委員が先ほど全国どこでも訴訟ができるネットワークを持っている消費者団体といった表現をされたのですが、現実は違うと思われま。実際に消費者紛争が起こった場合に、適格団体が全国的にできているような状況があれば、いいと思いますが、今の現実では、全国的に、例えば47都道府県の県庁所在地にできるというような状況はとてもあり得ないのではないかと思います。例えば、消費者紛争が起こった場合に、引き受けてくれる弁護士がいないというような地域もあります。また、受け皿となるような消費者団体もなかなかないというような地域もあるといった状況から考えますと、適格団体がつくられるのが難しい地域も相当あると思われま。

そうしたことから、またこの委員会での議論の流れからも、報告書では、両方の意見があったことが併記されるのがよろしいのではないかと思います。

今まで取りあげられなかった点で一点、確認させていただきたいと思いま。前回、私が意見を申し上げて表現を変えていただいた26ページの「②情報面における環境整備」のところですが、いわゆる個別の消費生活情報だけではなく、その他の情報もというふうに加えてくださったのはよかったです、もう一つのその対象となる機関についてです。

「消費生活センターや国民生活センター」と限定的にもとれる表現なので、もう少し広く読めるようにという意見を申し上げました。例えば2ページの最初のところでは「全国の消費生活センター等」というような表現があって、それから37ページのグラフのところ等では、「国民生活センター、全国の消費生活センター」となっていたり、表現にばらつき

があるように思われますが、この「消費生活センター」という表現がセンターという名称で相談を受けている窓口だけではなくもう少し広く含まれると考えていいのかどうかということ、確認させていただけたらと思います。実際のトラブルは消費生活センターというような名称がついていない自治体の窓口などにも相当寄せられているという現状から考えると、やはり、そういったところなども対象にすべきではないかと思われます。消費生活センター等については、必ずしも明確に定義されているというわけではなく、様々な書かれ方があるので、確認させていただけたらと思います。

以上です。

○山本委員長 最後の部分は、ちょっと質問が含まれていたかと思うんですが。

○鈴木企画官 最後の部分は、おっしゃられた後者の方で、いわゆるセンターに限定しているというものではないつもりでございます。

○山本委員長 それでは、さらに、特に御発言のない委員、できればすべての委員から、特に現在提起されている問題点につきまして、御意見をいただきたいところでありますが、いかがでしょうか。小塚委員。

○小塚委員 発言をしていない委員は発言をするようにということでございますので申し上げます。

まず第1に、先ほど来議論になっております管轄裁判所のことでございますが、私はこれは升田先生、上原先生がおっしゃるとおり、原案どおりでよろしいのではないかと考えております。理由も両先生がおっしゃったとおりなのですが、私は、この個別具体的な被害者の救済を求めるものではないというのも、そんなにおかしな理由付けではないのではないかと考えておまして、つまり、今回の訴訟の特徴は、客観・抽象的な訴訟であるというところに意味がある。いわば事件性の要件を薄めているというところに意味があるのではないかと考えておまして、具体的な被害者がいて、その被害者の存在について、例えば訴権の行使を委託するとか、訴訟信託であるとか、選定当事者であるとか、そういう制度とは切り離されたところをつくっている、そういうものであると考えております。

そうしますと、確かに、例えば勧誘行為などの場合には、一見、具体的に違法な勧誘行為が行われているということを前提にしますと、一見、具体的な事件のように見えますが、それも抽象的な訴訟という枠組みに乗せて事件に対応すると。こういうことである、とするならば、個別具体的な被害者の救済と直接には結び付いていないという理由付けも、それほどおかしなものではないのではないかと考えております。

それから、両論併記にしてはどうかという御意見が出ているようですが、岩佐理事がおっしゃるような、こういう意見が出たけれども、慎重に検討すべきであるという形であればわかりますが、そうではなくて、Aという意見もあり、Bという意見もあったという両論併記を御提案だとしますと、私もほかの点でもいろいろと両論併記にさせていただきませんかと御提案したところは多々ありますので、もし本報告書のとりまとめ方としてコンセンサスをしないということであれば、そのように明示的に意思決定をしていただいて、そうすれば、いろいろとまた問題提起をしたいところがございます。

以上が第1点です。

それから2点目でございます。先ほど品川理事のおっしゃった12ページの脚注で、消費者団体同士の合併というところ。確かに合併に限定するのは狭いかもしれませんが、他方で既存の消費者団体が構成員となって新団体をつくるとなりますと、例えば他に構成員があるのかなのかとか、それに伴って、団体内の機構の在り方とか目的等が変わってこないかとかいろいろな問題がありますので、ちょっとその表現は、また、やや広いのではないかという印象を受けまして、事務局の意図するところは、これは実質的に同一性が認められるということではないかと私は理解しておりますので、そのような表現であれば、理解できるところでございます。

それから第3に推奨行為でございますけれども、これについては、私がこの委員会で勉強しました限りでは、借家契約について管理会社等が推奨するというような例があるという話を伺いましたが、それ以外の事例については、余り具体的問題提起がなされていないようでございます。むしろ、例えばその会社等が、あるいは弁護士が書式集を出すことは、まさかそれは推奨行為として差止めの対象ではないのではないかというような意見もあったところかと思っております。そうしますと、個別の非常に具体的に見えている事例のみを取り上げて、そのような一般的な書きぶりをされるというのはいかがなものでしょうか。当該事例について言えば、私はどちらかといいますと、そういう管理会社自体を事業者として認定していくという解釈論ができるのではないかと。また、そういうことを工夫していただくのが適格消費者団体と、その代理人の弁護士の先生方の技量ではないかと、こういうふうに感じておりますので、仮にそれだけが問題であるとするならば、推奨行為について判断を下すのは時期尚早であろうと思っております。

以上でございます。

○山本委員長 ほかに御意見はございますか。三木委員。

○三木委員 管轄の点ですが、この原案に書かれている案では狭過ぎるという意見で、これを広げろというときに、多くの方が行為地管轄を入れるべきだという意味で広げろとおっしゃるんですが、私は仮にこの案よりも管轄の範囲を広げるべきだとしても、行為地管轄は妥当ではないというふうに思っております。

3つぐらい理由がありまして、1つは、以前にも議論があったかもしれませんが、約款条項の差止めのケースで、行為地という概念がどうなるのか、やはりどうもわかりにくいという気がいたします。

それから2つ目、これも議論が出たことがあります、将来、行為がなされるおそれというものを取り込む場合に、無限定になるのではないかという点があります。

それから3つ目として、これは訴訟法の観点からなのですけれども、もともと現在の民事訴訟法にも特別裁判籍として不法行為地管轄というのがあって、これが行為地管轄の一つ現行にある例なんです、これはなかなか悩ましい管轄でして、不法行為なり違法行為があった地というんですけれども、不法行為なり違法行為があったかどうかというのは、これは裁判してみなきゃ本当はわからないわけで、結局、不法行為があったということを経験的に立証した上で審理に入るということになるんですが、結局、本案の内容を部分的に先取りをしなきゃいけないということで、管轄原因としては、かなり異例の管轄原因であり、場合によっては、それにかこつけて本来応訴すべきではない地で応訴されるという可能性を含んでいる管轄原因だろうと思います。

そういうことで、行為地管轄というのはいろいろと不明確な点がある管轄原因なので、それを付加しろというのは、私は賛成しがたいという気がします。ただ、個人的には、あんまり多くの方がおっしゃっていないんですけれども、営業所の所在地管轄は場合によっては付加してもいいんじゃないかという意見を持っておりまして、そういった意見の方が余り明示的には多くないので、あえて発言はこれまでしなかったのですが、行為地管轄を付け加えらる方々が行為地管轄ということに固執されておられるのかどうか。行為地でなきゃだめだとおっしゃるのであれば私も原案のままでいいと思いますし、営業所所在地管轄のようなものに対して、そちらも考える余地があるということであれば、また別な議論になり得る。最終回ですから余り議論を拡散させるつもりはないんですけれども、今までの議論を伺っていてそういう感想を率直に持っております。

○山本委員長 ほかに御意見はございますか。大村委員。

○大村委員 全員が発言した方がいいだろうということで発言させていただきます。

基本的に管轄に限らず、全体の提案の案というのは、従来の大変な回数にわたる議論を共通したところをきちんと書いていただけたということなので、賛成でございます。

というのは、どなたかの委員のお話がありましたけれども、私は個別細かいところでは別の意見もあるし、ニュアンスが違うのではないかと、別の意見も言ったはずだとか多々あるんですが、その上で今回をもってまとめて制度に向けていくということであれば賛成です。そうではなくて、またゼロから議論しましょうということであれば、言うことはいっぱいありますけれども、そういう意味でございます。

それで管轄の件でございますけれども、管轄に関しても、原案どおりで賛成でございます。これは升田委員とか、上原委員からお話がありましたように、基本的に本件というのは、新しい制度をつくるのだと。その新しい制度というのは、消費者団体に特別な権利をあげるのだと、場合によっては消費者個人が持っていない権利を、抽象的に持っているとしても具体的には持っていないと思われる、その権利を集合してさらにあげるのだと。二重の意味で特別な政策的な権利をあげるのだというのが背景でございまして、したがって、そういうような意味からいって、被告の管轄というのはまずは普通裁判籍でいこうというのは、制度設計の理由付けになっているわけでございますよね。それに対して、長野委員のおっしゃっていることは、要は、自分が弁護士として仮に消費者団体として訴えるときに、自分に都合のいいようにしてほしいと、こういうわけですね。そのうちのたまたま一事例としてこういう事例があると、こういうことなのですが。それは一方の立場の原告の立場のお話でございまして、そう言えば被告の立場があるのだろうし、裁判をやってみなきゃわからない。こういうことでお互い立場が違うということでおしまいになる。

しかし、この審議会というのは新しい制度をつくるのだと、この制度にふさわしい在り方とは何であるかと、そういう観点で今、収斂しつつあるという理解でございますので、これらの諸々の理由付けがあったときに、修文のようなのが同じような分かれた意見としてあるというふうに、同じ位置付けというのはしようがないんじゃないかと。そういう議論もあったとか、そういう意見も強いとかということであれば、ほかにも全部そういうところが出てしまうわけでございますので、そういう意味で私は、結論としては、原案どおりで賛成でございます。

以上です。

○山本委員長 ほかに。升田委員どうぞ。

○升田委員 先ほど管轄だけのことを申し上げたので、ほかの点もちょっと加えさせてい

ただきたいんですが、その前に、この検討委員会のまとめ方ですけども、先ほど多数決などの話も出たんですが、最初から自分の意見、反対だとかいろいろ言って、最後、決を採られるのでしょうか。

○山本委員長 私の感じとしましては、国民生活審議会の、あるいは、その下に置かれている部会、委員会のよき伝統として、いろいろ激しく議論はするけれども、やはり最後は、共通部分でまとめる。制度の実現に向けてこれから山あり谷ありのプロセスがこの検討会あるいは部会で承認された後にもありうるわけですね。それを乗り切るべく、円滑に広いコンセンサスをもって進めていくということが大事であるので、したがって、最後はみな一つの共通目標に向けてまとめる。自分の意見が通らないということは世の中にざらにあるわけですから、いろいろと不満はあるわけです。その中で、しかし、自分とは異なる御意見もあり、その御意見もかなり有力に主張されたという部分につきましては、それはここにまとめているような形で御承認をいただいて、それで全体の報告書を広いコンセンサスで承認されたという形で採択していただければ非常にありがたいし、それがこの国民生活審議会のよき伝統ではないかというふうに考えております。

○升田委員 それではその前提で、もう1時間弱で、まださらに山も谷もあるというのはちょっとあれなんですけれども、推奨行為あるいは対象の点につきましては、これは前々回でしたか申し上げたんですけれども、やはり消費者保護という点で特に認められるということになりますと、やはり基本的には消費者契約法、あるいは消費者契約法体系を前提に対象を考えるべきであるというぐあいに考えますので、それ以外のいろいろな御意見がありますけれども、それは意見としてそういう意見があったという程度にとどめていただければと思います。

それから、先ほどの管轄の点なんですけれども、実はこれは三木先生の先ほどの御発言にもありましたけれども、私、大分前に、もし本店所在地以外のところで認めるとすれば、営業所は、やはり営業所を出している以上は、そういう予測可能な状況の下で出しているということで、そこに必要があつて管轄を認めるということ自体は、先ほどの普通裁判籍の考え方からいっても、それは矛盾しないというぐあいに考えておりました、もし拡大されるということでありましたら、ほかの特別裁判籍よりは、はるかに合理的であるというぐあいに考えております。

以上です。

○山本委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。高橋委員。

○高橋委員 コンセンサスが得られない意見を書かないのか、あるいは書くとしたらどのように書くのかという点に関して、複数の委員から御意見が出ておりますので、私も意見を述べさせていただきます。

「慎重な検討をする必要がある」という書きぶりであればいいのではないかという意見と、「との意見があった」という書きぶり、大きくこの2つがあると思うんですけれども、「慎重な検討をする必要がある」というのは、私の理解では、お役所言葉では「もうやらない」と書かれたのと同じことであるという理解なのだと思いますけれども、そうなのかどうかお聞きしたいと思います。そうではなくて、「本当に慎重に検討をする」ということなのであれば、どういう場で検討することを期待して書いているのか、私は曖昧がよき伝統とは全く思いませんで、曖昧にすることは悪しき伝統だというふうに思いますので、ここで確認をあえてさせていただきたいと思います。

少なくとも「慎重に」という文字が付かなければ、「検討をする」というふうに国民的には素直に読めるんですけれども、「慎重に」というのが付くと、「やらない」ということだと昔から教わっておるものですから、その点に関してお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○山本委員長 これは、それこそ慎重に検討するということしかお答えのしようがないわけでありまして。両論出たけれども、コンセンサスは得られなかった。その場合に、一々両論出たということを書きますと、先ほど来御意見がありますように、全部書かなきゃいけないということになりまして、おおよそこの問題について、コンセンサスが得られていないということになります。そのことを世の中に向かってメッセージとして発信することになります。それが本制度の円滑な立ち上げにとってよいことかどうかという観点から、むしろ、原案のような書きぶりが基本的にはスムーズなのではないかと、そういう判断に立って記述しているということでございます。

ほかに。寺田委員。

○寺田委員 先ほど裁判管轄の件は、原文のままで結構であると申し上げまして、そのほかの点についてなんですけれども、1つは、推奨行為のところで、冒頭、長野委員の方から、かえって推奨行為を差止めの対象にした方が、それに巻き込まれている中小企業者の保護その他を考えるといいのではないかと、団体の側の意見をお聞きしたいと。そういった問い合わせがありましたので、私の意見を申し上げたいと思うんですけれども、やはり事業者対消費者という、消費者保護の観点から立った場合のB-to-Cの場合には、これは

Cをいろいろ保護しなきゃいけないということになるんだろうと思うんですけども、これはあくまで事業者と事業者の契約までいかないにしても、B-to-Bの話ですから、これは基本的には、たとえ小さな事業者であっても、その営業行為については自己責任が貫徹する話でございますので、そういった観点から推奨行為を採用するかどうかというのも、あくまで事業者の個別の責任によって行われるというようなことで整理していただくのが結構なのではないかと。そういった意味で、こここのところの部分については全体原文のまま結構だというふうに思っております。

それから、何度か申し上げたんですけども、消費者団体の規模について、構成員の数というのはちょっと採用しないという形になっているんですけども、こここのところも、何人にしたらいいのかとか、技術的な理由があるやに伺っているんですけども、やはり規模ということと一体となった一つの団体の活動の内容のバロメーターにもなるものだと思いますので、この構成員の数についての採用についても、慎重に検討という言葉を使っていたんですけども、そういった形でぜひ盛り込んでいただければということをご改めまして申し上げたいと思っております。

○山本委員長 ほかに御意見はございますか。齋藤委員、先にお願ひします。

○齋藤委員 一人一言ということですので、私も言わせていただきます。先ほどから推奨行為と裁判管轄についての意見が多いので、その点について私の考えを述べます。まず推奨行為でありますけれども、今、クレジットカードで情報流出トラブルが大分あるということが話題になっている。IT関連、それから、そういう技術的手段を用いたものについて、今からいろいろ新たなトラブルが発生してくる可能性がある。そういうときに、どのような契約の在り方がいいのかという試案が、恐らくあちこちで検討され、また公表され、世間に問われるというようなことになろうかと思うんです。それは大いに進めたらいいわけですし、その中でいい案が生き残っていくというのがいいのではないかと考えています。それに対して萎縮的な効果を生ずるようなものについては、それこそ慎重に取り扱っていただきたいと思うわけです。

次に、裁判管轄でありますけれども、今回、消費者契約法の範囲において、民事訴訟法の中の特別の取扱い方を決めていこうということでもあります。今の現状を基礎にして、そこからどこまで踏み出すのかという視点から考えて、何としてもこの制度を成功させようということであるならば、二歩も三歩も踏み出すよりは、まず一歩のところから踏み出すべきだと考えますので、現在の書きぶりで賛成であります。

○山本委員長 まだ発言のない委員からお願いしますので、川本委員お願いします。

○川本委員 各委員発言をということで、全体としてはいろんな意見、私も幾つかいろいろ意見を言ったつもりですけども、自分の考えがそのままある程度入っていると、そうじゃないところがあるように思っていて、できるだけ消費者団体訴訟ですから、消費者の観点というのを重視してとりまとめていっているとは思いますが。今、幾つかの点で特に議論になっているところに関してですけども、全体としては、もちろん多くの委員のコンセンサスがあったところということでまとめられてきているとは思いますが。それで一つ推奨行為について、今まで議論がなかったところでは、ある事業者団体を対象にする、できれば、それももちろんいいわけですけども、そうではなくて、個別の事業者がその約款なり何なりを使っている、それが団体訴訟でそれはおかしいよということになれば、こういう約款というのは、一事業者が使っていたという限りにおいても、おかしいという判決が世に伝わって周知されるわけですから、通常ですと、その約款なり何なりを考えた、あるいは推奨している事業者も、そういう判決が出たとすれば、自分達のものが使用されていてそうなったんだから、それはもう一回見直して、もう少し検討し直して改善すべきは改善して、今度はこれを使いましょうということになるのかなと思うんですけども、個々のケースによって違うと思うので、もちろん事業者団体を対象にするという考え方もあるし、個別の事業者の場合においても、それがうまく機能すれば本来的には真っ当などうか、ちゃんとした事業者団体などであれば、その判決を踏まえて改善のステップに入っていくのかなと。そんなに大きな違いが出てくるのかなという感じは持っています。

それから、裁判籍の方は、私が前に申し上げたとおり、どっちかという営業所的なものは入った方がいいかなとは思っていましたが、そういう感じは個人的には持っています。

それから、あと修文で26ページのところで新たに加えられた点は、これはもともとで、消費生活センター、国民生活センター、現に取り組んでいることでもあるし、それをしっかりやりなさいと。できれば、センターだけではなくて、既にいろんな公的機関もやっているし、それから関係の省庁自体もいろんな情報提供しているわけですから、別にセンター等に限定することではなくて、広く読んだ方がいいのではないかというふうに思っています。

ですから、ちょっと個別には若干意見が違うところもあるんですけども、全体としては、とりまとめてきて次のステップに入っていくということで、今後いろんな場、立法化

過程とか、もちろん立法府等でも議論があるわけでしょうから、意見がまとまりにくいところはやむを得ないのかなという感じを持っているところです。

以上です。

○山本委員長　それでは、先ほど長野委員がお手が挙がっていましたので。

○長野委員　先ほど裁判管轄の点について、大村委員の方から私の意見が自分が訴訟をする際に都合のいいようにというような御意見がありましたけれども、私は理由としては、証拠収集の都合も挙げておりますし、実際に被害が起こった場所で被害救済がスムーズになされるということが理由ですので、正確に御理解いただければと思います。

その上でまた別な話ですけれども、先ほど三木先生と升田先生の方から、営業所管轄のお話が出ましたけれども、私が先ほど提案した際に、民事訴訟法どおりというふうに申し上げた中には、恐らく解釈の余地があると思うんですけれども、裁判籍の営業所管轄が入っております、当然、営業所管轄も含めるのであれば含めた方がいいという趣旨を含んでおります。そういう意見ですので、この間からの議論を聞いておりますと、升田先生、それから三木先生もそういった御意見であるということをおっしゃっておられますし、かなり営業所所管の範囲では、過半数の委員の合意が得られる状況にあるのではないかとこのように私自身思いますので、ぜひとも営業所管轄というところでまとめができれば、またそれも考えていただければというふうに思っております。

以上です。

○山本委員長　坂東委員。

○坂東委員　今の御議論に付け加えてになりますが、管轄裁判所の「なお」以下の文章をどうするかということだと思います。ここで資料 31 というのが、いわば参照される形になっているわけですが、資料 31 というのは、民事訴訟法の第 11 条、すなわち合意管轄を定めることが第一審についてはできるというものと、それからその後、別紙という形で、いわゆる民訴法第 5 条に書かれている特別裁判籍の資料がここに付いているわけです。ところが、この特別裁判籍にかかわる部分について本文の中には記載がございません。今お聞きしていると、例えば行為地問題にしても、あるいは事務所または営業所の所在地の問題にしても、基本的には、この特別裁判籍をどのように考えていくのか、この問題につながっているわけです。したがって、そこに意見が集中しているとすれば、例えば、「なお、こうした趣旨を踏まえつつ、特別裁判籍による管轄を認めるべきかについて検討する必要がある」みたいな書きぶりにすれば、管轄について、今後、検討の土台になるということ

がはっきりするわけですから、そのように変更することは不可能でしょうか。意見として申し上げたいと思います。

○山本委員長 管轄について、さらにいろいろ御意見が出ておりますが、原案賛成という御意見の方々は、例えば営業所管轄を加えるとか、そういった御提起につきましてどのようにお考えか、さらに若干の時間がありますので、御発言があれば、ぜひ伺いたいと思います。いかがでしょうか。寺田委員。

○寺田委員 どう表現していいかわからないんですけども、営業所という形で本当に実体のある営業所であればいいんですけども、かなり名目的なものも多いわけですし、とりわけ、中小企業の話ばかり申し上げて恐縮なんですけれども、仮に存在するにしても、そういった裁判に対して対応できるだけの陣容が整っていないとか、その応援体制が整っていないといったようなものがあるわけです。そういった点について、単に営業所という表現でもって対象に含めていいのかどうなのかといったようなところは、やはり、なお慎重に検討していただく必要があるのではないかというふうに意見を申し上げたいと思います。

○山本委員長 ほかに御意見はございますか。升田委員。

○升田委員 確かに今御指摘のように、営業所といたしましても、様々な形態の営業所があることも事実でありまして、そのときに、本当に駐在員といたしますか、営業所の担当者がほんの数名、だけど営業所という名前を使っているというところもあれば、駐在はしているけれども、名前は全然使っていないというところもあるわけで、確かにそういうところで訴訟を起こすというのは、中小企業の場合には私もなかなか大変だと思います。ですから、そういう意味では、双方対等に攻撃防御ができるという前提が必要だと思うんですけども、そういう考え方に立っても何を基準にしていいのかというのはなかなか難しいわけで、思い当たるところとすれば、例えば、商法に関係します大会社とか、そういったことが一つの可能性としては考えられるのではないかと思います。いずれにしましても、ここで営業所の実体がどういう状況にあって、どの辺で線引きをするのが適切であるかどうかということとか、裁判所の認定する営業所なるものが一体どういう基準で認定されるかという難しい問題もあると思いますので、慎重に検討するかどうかは別としまして、そこはやはり検討は必要であると思います。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

すべての委員から、また一部の委員におかれましては、数度御意見を開陳していただきまして誠にありがとうございます。

概ね御意見が出されたのではないかというふうに思います。幾つかの論点につきまして、修文の御意見をいただきましたけれども、いずれの論点につきましても、やはり異なる意見がそれと同数、あるいはそれを上回る数で出されたということから、修文の意見の多くの点につきましては、当委員会として、概ねのコンセンサスが得られたというふうには言い難い状況にあるかというふうに一応判断しております。しかし、なお個別の論点につきまして、より具体的な修文意見があり、それについては特に反対の御意見がなかったというような点もございますので、その細かい修文が必要かどうか少し事務局と相談をさせていただきまして、それをお示しして、最終的にこれで御了承いただくかどうかお諮りしたいというふうに思いますので、10分程度休憩をさせていただきまして、再開は3時35分をめぐりということをお願いいたします。

(休 憩)

○山本委員長 どうもお待たせいたしました。

司会として自分の意見は言えない代わりに、委員の皆様すべての御意見を注意深く拝聴させていただきました。これまでの議論と同じですけれども、民商法の取扱い以下、数多くの論点につきまして、修文意見と原案維持意見、あるいはその中間的と目される御意見、様々な御意見をちょうだいしたところであります。

結論といたしまして、両論が本日も出されて、先ほど述べました報告書を取りまとめる基本的な考え方からすると、概ねのコンセンサスが得られたという修文部分は必ずしも多くなかったという印象であります。民商法の取扱いにつきましても、まさに両論が出されましたし、推奨行為も同様というか、むしろ差止対象とすべきではないという御意見の方が、たまたま本日は多かったような感じがいたします。管轄につきましても、まさに甲論乙駁でありまして、この原案に修文を加える広いコンセンサスが何らかの点で得られたかという、かなり懐疑的にならざるを得ない。財政支援につきましても、積極論がありましたけれども、原案賛成という御意見が、これまでの審議経過においても出されているところでありまして、広いコンセンサスが得られたというふうには言えないのではないかとこのように考えております。

したがって、ほとんど修文はないということですが、一つだけ管轄につきましても、営業所管轄というものを認めるべきだという意見があったので、それを何らかの形で報告

書本体に記述すべきではないかという御意見も一定の支持を得たというふうに認識しております。しかし、こちらの方で検討させていただきましたが、その書きぶりが極めて難しい。つまり、管轄につきましては、営業所管轄を認めるにしても、では、営業所の趣旨というか、営業所の実体をどの程度まで考えるのかということについて慎重に検討すべきだという御意見もありましたし、慎重に検討するということになりますと、ほかの論点に関する慎重に検討するという表現と関係性が生じてきまして、それが積極論を述べられた方の御意思に沿うのかどうか、その辺も心もとないところであります。

そういった非常に広範なニュアンスを持つ様々な御意見が出されましたけれども、そこはコンセンサスが得られていない。24 ページに「など」という表現があるわけですが、団体に差止めの実体権を与えるという、我が国初めての制度を導入するに当たって、いわばポリシーメーカーとして、どこまで管轄裁判所を認めるかということについての皆様の御意見を集約して、広いコンセンサスを得られたのは原案の記述の部分までであり、そこから先は、それと同質のコンセンサスが得られなかったので、当委員会、本日が最後のこの委員会の書きぶりとしては、「など」とせざるを得ないのではないか。書き方によって、またいろいろ賛成・反対の意見が出されて収拾がつかないということになっては困るということから、そこは「など」というふうに記述させていただき、また本日のすべての委員の御意見は議事録に記録され、ホームページで公開されるわけですから、そういうような取扱いでいかがかというのが事務局と相談した上での対処ということでございます。

ただ一点、12 ページの注9につきましては、合併ということになりますと、いわゆる本当の法形式上の合併だけがここで念頭に置かれているようであって、それでは、場合によっては狭過ぎるのではないかという御意見が一方において出され、他方において、ここを修正して、「構成員になって」というふうに改めるということについては、それでは広過ぎるのではないかという御意見が出されたところであります。そこで、合併と並ぶ、事実上、あるいは実質的の合併というようなケースを念頭に置いて、「合併する等して」と、「する等」の3文字を入れるということはいかがかということでございます。

以上のとおりでありまして、長くお待たせした割には余り修正がないんですけれども、それは一つ一つの論点について、私どもで詰めまして、先ほど言ったような趣旨で、広範なサポートが修正について得られたかどうかということ吟味するために時間を費やしたということでございますので、その点、御理解をいただければというふうに思います。

そのような修正ということで御了承いただけるかどうか。当然、あらゆる人について御

不満はあるのでありますが、それはこの種の会議のつきものということで御理解をいただければ大変ありがたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、そのようにさせていただくことといたしまして、委員の皆様には、最終版をお送りするとともに、6月30日に開催されます消費者政策部会におきまして、私より報告をさせていただきます。

では、審議の終了に当たりまして、国民生活局長から一言ごあいさつをお願いします。

どうぞ高橋委員。

○高橋委員 とりまとめについてなんですけれども、30日の国生審の消費者政策部会においては、消費者基本計画の評価の議論もありますし、時間が非常にタイトだと思われまして、ですので、本日のこの検討会の議事録を即刻作成していただきまして、この議事録の内容、今の山本先生の意見を部会の委員に全部お読みいただいてから、できればマスコミの方にも早く公表していただいて、そして30日を迎えるというのが、30日に生産的な議論ができ、さらに誤解なく進むためのポイントだというふうに思います。お願いしたいことは、議事録を早く作成して部会委員に配付、できれば早めに公開していただきたいということでございます。

○山本委員長 技術的な問題もあるかと思しますので、事務局の方から。

○服部消費者企画課長 なるべく御指摘の趣旨に沿って対応したいと思っております、少なくとも議事要旨につきましては、数日以内に今までもやってきておりますので、必ず間に合うようにやりたいと思います。ただ、議事録の方になりますと、これはかなり大部でもございますし、ちょっと心もとないところもあるわけなんですけれども、最大限の努力はしたいと思いますが、少なくとも議事要旨につきましては、事前に配付できるようにしたいと思います。

○高橋委員 ありがとうございます。この辺の公開が一番進んでいるのが金融庁だと思いますけれども、まずは名前の入ったものを各委員に議事要旨の段階で送っております、それで自分の意見がこれでよいのかということに関しての確認をとって、公開のときには名前をとった議事要旨として出すという手順をとっております。ほかの審議会でもそういうところが現在増えてきておりますので、議事要旨につきましても、一応委員の確認をとっていただくという作業をお願いしたいと思います。

○山本委員長 それは御努力いただくということで。そして確認をとろうとすると、自分

はそうは発言していないということになると、1週間ですので、それで結局間に合わない可能性がありますので、その辺も総合的に含めて。

○服部消費者企画課長 この委員会の運営要領に、これは第1回目にお諮りして決めていただいたのですが、議事要旨につきましては、発言者名を記載しない議事要旨を、会議において公開した会議の資料とともに会議終了後、概ね2日以内に公表するというございますので、この線に沿ってやらせていただきたいと思います。

他方で議事録の公表でございますが、発言者名を記載した議事録を会議終了後概ね1か月以内に公表する。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、理由を明示し、議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。これが規則になっておりまして、この規則を踏まえつつ、我々としては、御趣旨に沿った形で最大限の努力はしたいと思っております。御理解いただきたいと思います。

○山本委員長 それではお待たせいたしました。局長からよろしく願いいたします。

○田口国民生活局長 一言ご挨拶を申し上げます。

山本委員長をはじめといたしまして、委員の皆様方には昨年の5月以来、15回にわたりまして、大変熱心に御審議をいただきました。その結果、本日、最終報告をおとりまとめいただき、心より御礼を申し上げます。

この報告書は、来週30日に予定されております消費者政策部会に御報告することとしておりますが、その上で、内閣府といたしましては、この報告をもとに法制化作業を進め、平成18年通常国会への法案提出を目指して全力で取り組んでまいりたいと考えております。

今後の法制化作業の過程におきましては、1つには、消費者、事業者をはじめといたします関係各方面の方々への説明会あるいは意見交換会を開催したいと考えております。また、法案骨子を年内のしかるべき時期にパブリックコメントにかけることを考えておりまして、その過程でコンセンサスの得られたものは法制化作業に反映させることもあり得るというふうに考えております。

委員の皆様方には、今後とも引き続き御支援を賜りますよう、お願いを申し上げまして御礼の言葉とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、消費者団体訴訟制度検討委員会を終了させていただきます。1年余にわたり御熱心に審議をいただきまして誠にありがとうございました。